

## 松戸市水道事業建設工事最低制限価格取扱要綱新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 現 行   | 改 正 案   |
|---|---|
| <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 設計金額が<u>5千万円</u>未満の一般競争入札で実施する建設工事</p> <p>(2) (略)</p>   | <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 設計金額が130万円以上<u>1億円</u>未満(<u>総合評価方式の場合は除く。)</u>の一般競争入札で実施する建設工事</p> <p>(2) (略)</p>   |
| <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の75を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。</p> <p>なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般管理費に100分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> | <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の75を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。</p> <p>なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 一般管理費に100分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> |

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。